

岐阜県

学校における新型コロナウイルス感染症対応

＜学校再開ガイドライン＞

岐阜県教育委員会

【令和2年5月15日版】

目 次

はじめに	1
I 新型コロナウイルス感染症対応の留意事項等について	2
1 発熱等かぜ症状のある児童生徒等の体調管理の徹底	2
2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則の遵守	3
3 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の指導	5
4 保護者等への注意喚起	5
II 学校再開について	6
1 学校再開にあたっての留意事項	6
2 各教科学習等における留意事項	11
3 学校給食等における留意事項	15
4 部活動における留意事項	16
5 寄宿舎における留意事項	17
6 特別支援学校における留意事項	18
III 児童生徒等の心のケアについて	22
IV 教職員の服務について	22
V 児童生徒等の出席停止・臨時休業の考え方と教職員の対応	23
1 児童生徒等の出席停止等の考え方	23
2 学校・学年・学級休業の考え方	25
3 出席停止・臨時休業発生時の対応	27
4 教職員の対応	29
【図】児童生徒等に感染等が発生した場合の対応	

はじめに

- 『学校における新型コロナウイルス感染症対応<学校再開ガイドライン>（以下「本ガイドライン」という。）』は、国からの「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日）を基礎としつつ、感染の防止と学びの保障を両立する教育施策の推進について、専門的な見地からの助言を得るために設置した、「岐阜県新型コロナウイルス感染症 教育推進協議会」における議論を踏まえ、本県の学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開のガイドラインを示すものです。
- 5月14日には、本県に対する国の緊急事態宣言が解除されましたが、学校再開にあたっては、休業期間が約3か月にも及んでいることを踏まえ、子ども一人一人の状況に丁寧に寄り添い、きめ細かに対応する必要があります。このため、登校日の設定や分散登校を経た段階的な学校再開が必要であると考えております。
- 各県立学校においては本ガイドラインに示した内容に基づき各校の取組を進めるとともに、各市町村教育委員会においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、所管する各学校についての取組を検討・実施してください。

＜感染症対策に関する基本的な考え方＞

学校における教育活動の再開に当たっては、以下の対策を講じることが、特に重要である。

＜衛生管理（感染症対策）＞

- ◆ 集団感染のリスクが高い3つの条件（いわゆる3密）が同時に重なることの徹底的な回避（クラスターの発生リスクを下げるための3原則）
 - ① 換気の悪い密閉空間
 - ② 多くの人が密集
 - ③ 近距離での会話や発声
- ◆ 手洗いやマスク着用などの基本的な感染症対策の徹底
- ◆ 学校医や学校薬剤師等と連携した校内の衛生管理体制の整備
- ◆ 体調不良者への対応計画、連絡体制の確認
- ◆ 「学校再開前チェックリスト」による確認
- ◆ 「学校再開後チェックリスト」による確認

I 新型コロナウイルス感染症対応の留意事項等について

1 発熱等かぜ症状のある児童生徒等の体調管理の徹底

(1) 家庭での健康観察等

ア 幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、厚生労働省が示す、新型コロナウイルス感染に関する相談・受診の目安

- ・ 息苦しさ、強いだるさ、高熱などの症状のいずれかがある
- ・ 高齢者や基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状がある
- ・ 比較的軽いかぜ症状が続く

の3項目の1つでも該当すれば無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。

イ 児童生徒等には「健康チェックカード」を配付し、毎日記入・提出を求めること。

(2) 学校での登校時の健康観察等

<児童生徒等>

ア 登校指導として、児童生徒等には「健康チェックカード」を配付し、毎日登校時、校舎に入る前に確認すること。登校時に確認できなかった児童生徒等については、校舎に入る前に検温及び健康状態の確認をすること。

イ 確認後は、手指を消毒液により消毒し、その後に入校すること。なお、消毒液の確保が困難な場合には、入校後、速やかに手洗いを実施すること（入校までは、顔や頭髪等には触れないよう指導）。

ウ 校内では、原則として、咳エチケットの要領でマスク又は代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用（以下「マスクを着用」という。）すること。

エ 通学時においてもマスクを着用することや公共交通機関内での会話を控えることなど、飛沫飛散の防止に努めるよう指導すること。

オ 欠席者及び遅刻している者を把握し、その理由を確認すること（保護者からの欠席連絡等）。

カ 授業中、昼休み、放課後等も随時、児童生徒等の健康観察を行うこと。また、体調がよくない者については、状況を確認後、速やかに管理職・養護教諭に引き継ぐこと。

<教職員>

ア 教職員は、児童生徒等と接することから、マスクを着用の上、手洗いの励行や健康管理等の感染症対策を一層徹底すること。

イ 校長は、教職員に、通勤前に自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等のかぜの症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること（校長は、教職員に健康状態の報告を求め、健康チェックカードを作成すること）。

ウ 学校再開後（登校日や分散登校・時差登校時も含む）は、全教職員が授業実施日ごとに「学校再開後チェックリスト」により各自の取組を確認すること。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則の遵守

(1) 基本的な感染症対策

学校は、児童生徒等に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後教室に入る際など）、咳エチケット（マスクの着用）について指導すること。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

※ マスクの作り方（岐阜県総合教育センター）

<https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/wp-content/uploads/sites/4/2020/03/78katei.pdf>



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に 爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

マスクがない時



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで



口・鼻を覆う

袖の端



袖で口・鼻を覆う

何もせずに咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用

1



鼻と口の両方を確実に覆う

2



ゴムひもを耳にかける

3



隙間がないよう鼻まで覆う

咳やくしゃみを手でおさえる



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省

■ 詳しい情報はこちら

厚労省

検索



- 3 -

(2) 校内環境

ア 学校再開前に学校医や学校薬剤師等により、学校の衛生管理体制を確認すること。また、学校再開後も週1回の確認をすること。

イ 校内に石けんや手指消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。

ウ 教室の窓やドアを休み時間ごとに開放すること。

エ 適切な環境保持のため、授業時間中も十分に換気（気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開ける）すること。

また、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

なお、エアコン（ヒーター）使用時は常時、換気するとともに、換気設備を設置している学校においては、適切に使用すること。

オ 教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日2回（昼、児童生徒等下校後）、教職員により消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなど環境衛生を良好に保つこと。

なお、「清掃チェック表」を活用し実施状況を管理職に報告すること。

（参考）市販の家庭用塩素系漂白剤の希釈による次亜塩素酸ナトリウム消毒液生成例

- ・ 市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウム濃度約5%※）原液25mL（漂白剤のキャップ1杯）を2Lの水で希釈
 - ・ 希釈に当たっては十分換気を行うこと、ゴム手袋を着用することなどの取扱には留意
 - ・ 必ず児童生徒等が校内にいない状況で教職員が実施
- ※製品ごとに濃度に差異があるので留意すること。

(3) その他

登校時の制服に付着したウイルスを洗濯によって除去する場合、制服は多数回の洗濯には適さないことから、家庭での洗濯が比較的容易な服装（学校指定の体操服やトレーニングウェア等）での通学を可能とすること。

3 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の指導

感染者、濃厚接触者とその家族、感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものである。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等（※）を活用し、発達段階に応じた指導を行うこと。

※文部科学省HPより https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_0001.htm

4 保護者等への注意喚起

児童生徒等については、学校現場での感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行うこと。教職員についても、同様に注意喚起を行うこと。

- 毎朝の検温・健康観察を行う。
- 家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスのとれた食事・換気の励行を行う。
- 家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- 家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

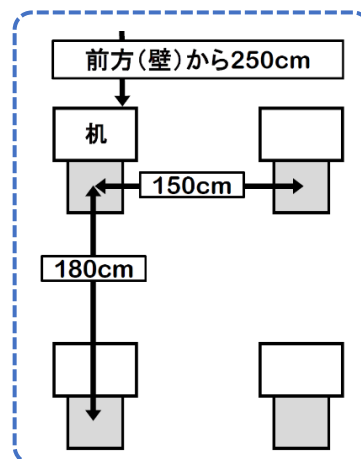
II 学校再開について

1 学校再開にあたっての留意事項

(1) 身体的距離を確保した座席配置

ア 咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約2mの距離まで届くため、マスクを着用したうえで、児童生徒間距離を1～2m程度以上保つように座席を配置する。

イ 上記の座席配置を維持することを最優先に、以下の(2)に示す、登校日や分散登校の設定にあたる。



図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ

(2) 段階的な学校の再開

<登校日の設定（5/25～5/29）>

- 当該期間において、学年別登校や分散登校（午前・午後、曜日）による登校日を設け、学校再開後に関する情報提供や課題回収等を実施するとともに、必要に応じて個別の教育相談を実施する。
- 登校日には授業や放課後の活動は、行わない。

<登校日の例（県立高校）>

5/25（月）～28（木）

☞ 生徒個別の分散登校とし、生徒一人一人の教育相談や学習進捗状況等の確認を実施

5/29（金）

☞ 全校生徒登校日（分散登校）とし、各クラス20名程度のグループに分け、HR、課題提出、進路ガイダンス等を実施

<登校日の例（小・中学校）>

5/25（月）～29（金）

☞ 分散登校とし、各クラス20名以下のグループに分け、児童生徒一人一人と面談し、臨時休業期間中の健康状態や生活の様子、家庭学習の確認等を実施

<分散登校等による学校の再開（6/1（予定）～）>

- 分散登校（児童生徒等を複数のグループに分けた上で、それぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行う日を設けることにより、「3密」の状況を避けながら、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒等が学校において教育を受けられるようにする。
- 分散登校の期間は2週間を基本とするが、市町村立の小・中学校については、地域の実情を踏まえ、登校する児童生徒等の状況も勘案し、分散登校の期間を短縮することができる。
- 分散登校の手法については、
 - ・ 1クラスを2分する
 - ・ 学年ごとに登校する
 - ・ 地域（登校班）ごとに分けて登校する
 など、様々なものが考えられるが、地域の実情を踏まえ、適切な手法を検討・実施すること。
- 学級規模によって、1クラスを分割せず身体的距離を確保した座席配置が可能な場合には、長時間の在校を避けるため、午前又は午後のみでの登校とすることが相当であること。
- 通学状況（公共交通機関の状況）等により、やむを得ず午前又は午後の一部に登校時間が重なる場合は、登校時間帯の違うグループ同士の交流は可能な限り避けるよう指導すること。

<分散登校の例（県立高校）>

- ・ 各クラス20名程度のグループに分け（A・B）、下表のように登校する。登校しての授業（対面授業）とオンライン学習・家庭課題学習（レポート等）を併用する。

週	1週目					2週目				
曜日	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
午前	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
午後	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A

A（午前）	B（午後）	登校（健康観察・検温）
8：40	12：40	SHR
9：00	13：00	1限・4限（50分）
10：00	14：00	2限・5限（50分）
11：00	15：00	3限・6限（50分）
	15：50	清掃（10分）

<分散登校の例（小・中学校）>

- 各クラス20名程度のグループに分け（A・B）、1週目はAグループが午前・Bグループが午後、2週目はAグループが午後・Bグループが午前とし、登校しての授業（対面授業）と家庭学習（復習）とつながるよう工夫。

週	1週目					2週目				
曜日	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
午前	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B
午後	B	B	B	B	B	A	A	A	A	A

A（午前）	B（午後）	登校（健康観察・検温）
8：15	12：45	短学活
8：30	13：00	1限・4限（小45分・中50分）
9：30	14：00	2限・5限（小45分・中50分）
10：30	15：00	3限・6限（小45分・中50分）
12：00	16：30	短学活・清掃・下校

<登下校について（特別支援学校については後述）>

【小・中学校等】

- 集団登下校を行う場合には、密接とならないよう指導するとともに、特に通学に不慣れな小学1年年の安全に十分注意する。
- 集団登下校では、必ずマスクを着用し、友達と向かい合ったり、話をしたりしないよう気を付けて登校する。
- スクールバスを利用する場合は、車内が、「3密」が同時に重なる場とならないよう、安全性を確保した上で換気を徹底し、会話や大声での発声をできるだけ控える。

利用する児童生徒等に、マスクの着用や手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。また、利用する児童生徒等に発熱等のかぜの症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することがないように、保護者への指導を徹底する。

なお、バス事業者には、市町村教育委員会から感染予防に係る取組について協力を依頼する。

- 公共交通機関を利用する場合には、必ずマスクを着用するとともに、公共交通機関内での会話を控える。また、乗車中は顔をできるだけ触らない、触った場合には登校後速やかに顔を洗うなど、基本的な感染症対策についての指導を徹底する。

- ・ 分散登校に伴う登下校班の再編成が必要な場合は、個々の登下校方法の確認を行う。また、登下校中の安全確保のための見守りについて、保護者、地域に依頼するなどして、特に小学1年生への配慮に遺漏がないよう留意する。

【高校】

- ・ 公共交通機関を利用する場合には、必ずマスクを着用するとともに、公共交通機関内での会話を控える。また、乗車中は顔や頭髪をできるだけ触らない、触った場合には登校後速やかに顔を洗うなど、基本的な感染症対策についての指導を徹底する。
- 今後の感染状況によっては、分散登校の期間を延長する場合もあること。

(3) 感染症対策に留意した教室（授業）環境の整備

- ◎ 各教科学習等における留意事項は「2 各教科学習等における留意事項」を参照のこと。

ア 児童生徒等及び教職員は飛沫飛散防止のためマスクを着用する。

イ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動はできるだけ控える。実施する場合は、児童生徒等の会話や発声などが必要な場合は、マスクを着用するなど、感染症対策について指導する。

ウ クラスを複数のグループに分けた上で、使用していない教室を活用するなどして、児童生徒等の席の間に可能な限り距離を確保（1～2m程度）し、対面とならないような形で教育活動を行う。

エ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わない。

(4) 年間行事計画等の見直し

<高校>

- ◎ 6月1日学校再開・分散登校2週間後の6月15日から通常授業を想定

年間授業日数が、現時点で、年度当初の計画より大幅に下回る状況であるが、「生徒が学校に登校できるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習等を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、土曜日に授業を行うことなどが考えられる。」（令和2年4月10日付け文科省通知）とされており、各学校においては、以下のことを参考に、その実情に応じて、再開後の授業日数及び授業時数の確保を行うとともに、年間指導計画を見直すこと。

ア 授業日数の確保について

【夏季及び冬季休業期間を短縮】

- ・ 夏季休業を8月1日から8月20日までを標準とし、10日間の授業日数を確保。
- ・ 冬季休業を12月29日から1月3日までを標準とし、5日間の授業日数を確保。

【土曜日を授業日とする】

- ・ 7月から2月まで、月1日の土曜日を授業日とし、最大8日間の授業日を確保。

イ 授業時数の確保について

上記アで授業日数を確保した上で、必要に応じ、授業時間数を確保する。

【7限授業を実施する】

- ・ 7月から2月まで、週1回の7限授業を実施し、30時間程度の授業時数を確保。

【学校行事等の精選】

- ・ 「3密」が同時に重なることの徹底的な回避が難しい学校行事を精選し、授業時数を確保。

ウ 年間指導計画の見直しについて

- ① 各教科・科目において、基本的な事項を精選して指導内容を構成すること。
- ② 家庭学習と授業の円環を意識し、内容の理解や定着のための工夫をすること。
- ③ 分散登校期間中は、オンラインを有効的に活用した学習支援を関連付けて計画すること。
- ④ 生徒の実態に応じて、小テスト、レポート提出、定期考査の実施回数及び実施時期を適切に設定すること。
- ⑤ 臨時休業期間中に課した家庭学習（オンライン学習を含む。以下同様。）が、教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであり、教員が当該家庭学習における生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能である場合、生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要があるものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができることを踏まえること。

<特別支援学校>

教育活動を再開するにあたり、年度当初の計画通り実施できなかった教育活動を補うため、年間指導計画及び年間行事計画の見直しについて検討し、必要な変更を行う。詳細については別途、通知するものとする。

＜小・中学校＞

◎ 6月1日学校再開・分散登校2週間後の6月15日から通常授業を想定

昨年度末の未指導分の指導については、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う未指導分の学習を補充するための指導について（依頼）」（令和2年3月18日付け学支第2031号）を踏まえ、遺漏なく実施する必要がある。

今年度の新学期からの学習については、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施したり、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じたりすること。その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮等について検討する。

ア 授業日数の確保について

【夏季及び冬季休業期間を短縮】

- ・ 夏季休業を短縮し、12日間程度の授業日数を確保。
- ・ 冬季休業を短縮し、2日間程度の授業日数を確保。

【土曜日を授業日とする】

- ・ 6月から3月（8月を除く）まで、月1日の土曜日を授業日とし、最大9日間の授業日を確保。

【中学校で卒業式実施日を延期】

- ・ 卒業式を3月5日から3月16日に延期し、7日間の授業日数を確保。

イ 授業時数の確保について

上記アで授業日数を確保した上で、必要に応じ、授業時数を確保する。

【小学校高学年、中学校で原則、毎日6時限授業を実施】

- ・ 7月から3月まで、毎日6時限授業を実施し、30時間程度の授業時数を確保。

【小学校高学年、中学校で帯授業を実施】

- ・ 7月から3月まで、毎日10分間の授業（いわゆる帯授業）を実施、30時間程度の授業時数を確保。

2 各教科学習等における留意事項

「Iの2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則の遵守」に加え、次の（1）から（3）までの点を考慮すること。

（1）共用で器具や用具等を使用するときの注意事項

理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において、共用する器具や用具、ICT機器等（キーボードやマウスなど）を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。

(2) 特に配慮を要する教科

技術・家庭科（家庭分野）、生活産業科
<ul style="list-style-type: none">・ 年間指導計画を見直し、当分の間、調理実習は見合わせる・ 被服実習を行う際には、児童生徒等同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行うこと・ 家庭科等でできるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導すること
体育科、保健体育科
<ul style="list-style-type: none">・ 屋外活動で児童生徒等間に十分な距離を取っている場合や、体育館等で十分な換気を行い、児童生徒等間に十分な距離を取っている場合は、マスクの着用は必要ないと考えられるものであること・ 教職員は指導中も含め、終始マスクを着用すること・ 体づくり運動、柔道、ラグビー、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避けること ＜例＞ ラグビーにおけるスクラムやタックル、サッカーにおけるボールの奪い合い、バスケットボールにおける防御等・ 近距離での会話や、活動は避けること・ 大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は、避けること・ 多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること・ 授業が終わったら、石けんで手洗いをする・ 準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避けること・ 単元を入れ替えるなど、年間指導計画を見直す工夫も行うこと・ できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導すること。また、同じく小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、換気等の生活環境を整えることを指導すること【小学校】・ できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において、新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導すること【中学校】・ 保健体育科等で、できるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導すること【高校】

音楽科
<ul style="list-style-type: none"> ・ 題材を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、当分の間、狭い空間や密閉空間での歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習を見合わせる事
英語・外国語活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 握手・ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避ける事 ・ ペアによる会話など、飛沫感染のリスクを伴う近距離での話し合い活動はできるだけ控える事

(3) その他の活動

- 休み時間
 - ・ 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。
 - ・ グラウンド等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。
- 学校図書館
 - ・ 感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましいこと。また、学校図書館を児童生徒等の自習スペースとして活用することもできる。
- 生徒会活動
 - ・ 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。
 - ・ 生徒総会等は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。
- 飼育活動
 - ・ 活動の際には必ずマスクを着用するとともに、活動の前後には、必ず手洗いをするように指導する。
 - ・ 飼育小屋に入る際には、人数を制限し密集状況が生まれないようにする。
 - ・ 飼育に当たっては、専門的な知識をもった獣医師等の助言を受ける。
- 校内で実施する学校行事等
 - ・ 全校集会や学年集会等を、放送設備を活用し各教室で行うなど、大人数による活動は、できるだけ避けること。
 - ・ 体育祭や文化祭、学習発表会、遠足(校外研修等)など、児童生徒等が密集して長時間活動する学校行事は延期又は中止する。
 - ・ 講演会、命を守る訓練、宿泊防災訓練など、児童生徒等が一堂に集まる活動は延期又は中止とするが、避難経路の確認については、工夫して確実に行う。
 - ・ 検定試験等、学校施設を活用して行う事業については、主催者に対し、本通知に基づく適切な感染症対策を施すよう促すこと。

○ 校外活動及び修学旅行・研修旅行等

- ・ 校外研修、授業の一環であるインターンシップや企業実習等、外部と連携した取組については、関係する教育委員会と協議のうえ、児童生徒等の健康状態の把握、訪問地の状況把握、交通手段の検討等を行ったうえで保護者へ周知し理解を得ること。
- ・ 修学旅行や研修旅行等、宿泊を伴う行事は集団による宿泊やバス等での移動により集団感染のリスクが高いと考えられるため、延期又は中止とする。
- ・ 特に、海外修学旅行や海外研修旅行については、現在外務省から、全世界に危険情報レベル2（不要不急の渡航中止）、更に100か国・地域に対して危険情報レベル3（渡航中止勧告）が発出されている（令和2年5月12日現在）こと、また、日本からの渡航者に対する入国制限措置及び入国後の行動制限が行われていることや、日本に帰国する際の検疫体制が強化されている状況等を踏まえ、これらの状況が改善されるまでは実施しないこと。
- ・ 健康診断（心電図、内科検診、歯科検診、眼科検診など）の可否、実施する場合の時期については、後日改めて通知するものとし、健康診断の変更後の実施時期については、改めて県教育委員会から通知した後、学校長（担当者）から学校医に連絡する。

ただし、特別支援学校における健康診断は、個別対応が可能であることから、個別対応により実施することは差し支えない。

○ 保護者会、学校運営協議会等

- ・ 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え意見を聴取するなどの工夫をし、書面での開催や短時間での開催とする。
- ・ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

○ その他

- ・ 職員室や保健室の近くに待機室を確保し、授業中、児童生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに移動させるとともに、保護者の迎えがあるまで待機させる。
- ・ 抵抗力を高めるためには、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事などが重要であることを、授業やホームルームなどにおいて指導する。

3 学校給食等における留意事項

学校給食を実施する場合は、食品等を介して飛沫が口に入る可能性など、感染対策に特に注意する必要があることから、以下の点に十分留意して実施する。

- 学校給食を実施するにあたっては、手洗いの徹底を図るとともに、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には小分け済みの形（弁当方式：給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供）とすることなどに加え、教職員による配膳を行うなど、できる限りの対策を講じる。
- 学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒等の食事支援の1つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる。
- 給食時間における感染拡大防止の徹底のため、学級担任等の監督のもと実施するとともに、毎日、栄養教諭及び管理職による巡回衛生点検を実施する。
- 学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理の基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。

<給食実施に係る徹底事項>

準備・配膳・片付け
<ul style="list-style-type: none">・ 手洗い（手指消毒）、うがいの徹底・ 給食当番（児童生徒等及び教職員）について以下の事項を確認し、当番の可否を毎日点検<ul style="list-style-type: none">① 下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無② 手指の確実な洗浄③ 衛生的な服装・ 配膳は、健康状態等を点検した給食当番が実施・ 教職員による配膳を検討・実施・ 喫食開始までの間、すべての児童生徒等がマスクを着用・ 正しいマスクの外し方（必ず耳かけのところだけ触れて外す＝前面は触らない）を指導・ 配膳台を消毒液で洗浄し片付（毎日、担任による給食用具の衛生管理確認）
喫食時
<ul style="list-style-type: none">・ 給食・昼食時は会話を控える・ 机を向かい合わせにせず、児童生徒等の間隔を1～2m程度離す・ 必ず学級担任等が在室し、児童生徒等の活動を見届け指導する

4 部活動における留意事項

分散登校中は、部活動を行わないこととし、活動再開の具体的な時期については県教育委員会から別途連絡する。

部活動を実施することとなった場合は、以下の点に留意するとともに、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問（部活動指導員を含む。）が部活動の実施状況を把握すること。また、当分の間、学校内での活動に限ること。

（１）生徒の健康チェック等

顧問（部活動指導員を含む）は、「健康チェックカード」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等のかぜの症状がみられる場合は、参加させないこと。

また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないかを確認する。

（２）活動にあたっての注意事項

ア 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮すること。

イ 「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」に示した、週当たりの休養日や1日当たりの活動時間を遵守すること。また、活動終了後は速やかに下校させること。

ウ 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底すること（特に、活動前後や休憩時の手洗いの徹底）。

エ 室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行うこと。原則開放（2方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。）とする。また、開放が難しい場合は30分～1時間に1回活動を休止し、10分程度の換気を行うこと。

オ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫すること。

カ 活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度を下げ、不要な接触を避けること。

キ 相手と一定時間接触するような、例えば、ラグビーのスクラム練習、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等の対人練習などについては、原則として避けるようにすること。また、吹奏楽や合唱等においては、原則として少人数のパート別練習とすること。

ク 対外試合（公式戦、練習試合等）や合同練習（日常的に一つのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、当分の間、引き続き禁止とする。

(3) 活動環境への配慮

- ア 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫すること（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行う。）。
- イ 部室については更衣のみで使用する。なお、更衣で使用する場合においても、一度に多数の生徒が使用しない工夫や、教室等を使用するなど人の密度を下げ、換気を十分に行うこと。
- ウ 共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- エ 共用部分及び共用物の消毒については、原則として1日1回以上行うこと。
 - ・ 共用部分：多くの生徒が手を触れる場所（例：ドアノブ、手すり、スイッチ、ウォータークーラー等）
 - ・ 共用物：用具等（例：ボール、ストップウォッチ等）

5 寄宿舎における留意事項（特別支援学校を含む。）

- 分散登校等による学校の再開に合わせて、寄宿舎の運営を開始すること。
- 寄宿舎においても、「3密」を回避すべく万全を期すこと。手洗いやマスク着用の徹底等、基本的な感染症対策を実施するとともに、換気の徹底等、集団感染リスクに対応するなど、万全の感染症対策を講じること。
- 舎室は個室対応を基本とするが、収容人数の関係から対応が困難な場合には、「3密」を回避すべく、部屋内では必ずマスクを着用するとともに、例えば、居住スペース間にビニールシートやアクリル板を設置するなど、万全の感染症対策を講じること。
- 食事における衛生管理を徹底し、個室での食事対応(弁当形式等)を行う。この対応が難しい場合は、食事時間の交代制、配席間隔を空け、対面での食事を避けるなどの対策を講じること。
- 入浴は、入浴時間の交代制により、できる限り個別での入浴指導を行うこととし、交代時の衛生管理を徹底すること。
- 集団での活動は、行わないこと。
- 入舎する児童生徒等について、発熱や体調不良の症状がみられた場合や感染者の濃厚接触者に特定された場合は、学校で感染者が発生した場合の対応に準じた措置を実施するとともに、すぐに隔離をして保護者に迎えを依頼すること。
- 入舎する児童生徒等の感染が判明した場合、又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、閉舎すること。

6 特別支援学校における留意事項

(1) スクールバスの運行

ア スクールバスの運行については、学校の段階的な再開に応じて、下記のとおりとする。

- ・ 学校が再開して2週間（分散登校、午前授業）は、保護者による送迎を依頼する。ただし、遠隔地の送迎等により、保護者による送迎が困難な場合には、スクールバスの一部運行を検討する。
- ・ 分散登校については、例えば、学部や学年別にグループをつくり、グループごとの隔日登校とするなどの方法が考えられる。
- ・ 全校一斉登校（毎日登校、午前授業）の開始に合わせて、スクールバスの運行を開始する。その際、車内における「3密」を回避するために、乗車率50%となるように運行計画を立てる。

イ スクールバスの運行については、車内における「3密」を回避するために、下記の体制を整えたうえで運行を実施する。

- ・ 可能な限り乗車席の間隔を空ける。
- ・ 頻繁に換気をすることで、密閉空間の状態を避ける。
- ・ 運行の前後に車内消毒を行う。
- ・ 運転手、添乗員、乗車する児童生徒等は、乗車前に体温測定と手指消毒を徹底する。
- ・ 運転手、添乗員、乗車する児童生徒等は、運行中のマスク着用を徹底する。

ウ スクールバスの運行については、登校時、下校時に昇降口が過密とならないよう、スクールバスの到着時間（登校時）・発車時間（下校時）に時差を設定する。

(2) 医療的ケアが必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒等の対応について

ア 登校の判断

「医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等のある児童生徒等の新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月2日付け教特第16号）によることとする。

- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）及び基礎疾患等のある児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）のうち、登校を希望する保護者は、主治医と相談の上、学校に意見書を提出すること。
- ・ 学校は、保護者の意見を受け、学校医、指導医等に相談のうえ、児童生徒等の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

- ・ 登校を自粛する場合及び登校できないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

イ 教育活動における感染対策の徹底

- ・ 重症化するリスクの高い医療的ケア児及び基礎疾患児においては、使用する教室や動線を他の児童生徒等と区別する。
- ・ 重症化するリスク（※）の高い医療的ケア児及び基礎疾患児においては、担当する教職員を限定し、予め明確に定めておく。
- ・ 重症化するリスクの高い医療的ケア児及び基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。
- ・ 校外活動等に関しては、医療的ケア児及び基礎疾患児の感染を防止するため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意をすること。

※ 重症化するリスクの高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

（3）関係機関との連携

<子どもの居場所確保について>

- 放課後等デイサービス事業所等における生活状況の把握
 - ・ 分散登校の実施に伴い、一定期間午前又は午後のみ授業になることから、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所等」という。）における受け入れの可否について把握しておくこと。
 - ・ 登校日でない日及び時間帯については、家庭での見守りを基本とするが、事業所等による対応ができない場合は、学校での預かりにより柔軟に対応すること。
 - ・ 事業所等の利用状況を確認し、児童生徒等の課外での過ごし方について把握に努めること。
 - ・ 事業所等からの登校及び事業所等への引き渡しにあたっては、児童生徒等の健康チェックを確実に行うこと。

<就労支援について>

- 高等部の現場実習先との連携
 - ・ 企業等に対して、実習受入れの可否及び時期等について確認し、実施が困難

な場合は、今後の受入れの見通しや計画について把握しておくこと。併せて、生徒及び保護者に連絡して情報を共有しておくこと。

- ・ 実習の実施にあたっては、企業等が講じる感染防止策に従い、実施によって感染が拡大することのないように十分留意すること。

(4) 身体的接触による介助における配慮について

身体接触を伴う介助の場面ごとに、次の事項について徹底した取組を行うこと。

<p>食事</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員はマスク、使い捨て手袋、エプロン等を着用 ・ 教職員は同時に複数の児童生徒等への介助を行わない ・ 介助しながら自身の喫食はしない ・ 児童生徒等同士の机は向かい合わせにせず、間隔を1～2メートル程度離す ・ 食事介助の際には、児童生徒等からのくしゃみ等による飛沫が予測されるため、教職員は児童生徒等の斜め前方から介助、飛沫を遮るために片手は空けておく等の工夫を行う。 ・ 児童生徒等の口等を拭いた後のティッシュペーパー、使用済み手袋等は、ビニール袋に密閉して廃棄
<p>歯磨き</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員はマスク、使い捨て手袋、エプロン等を着用 ・ 指導は一人ずつ行うこととし、その都度石けんを用いて流水で手洗い ・ 児童生徒等が密集しないよう、位置や順番の指定等について工夫 ・ ブラッシング時の飛沫を避けるため、介助の位置や方法を工夫 ・ 使用した歯ブラシ、コップ等は流水ですすぎ、ブラシを上にして個別に乾燥 ・ 使用後の蛇口や水まわり等は、流水で洗浄した後、消毒
<p>トイレ指導</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員はマスク、使い捨て手袋、エプロン等を着用 ・ 児童生徒等の排泄中の姿勢支持においては、排泄物の飛沫に留意するとともに、互いの顔の距離を離し、息がかからないように姿勢や顔の向きを工夫 ・ 指導後は、流水や石けんを用いて手洗いを実施
<p>移動</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒同士、児童生徒等と教職員が手をつないだ後には、流水や石けんを用いた手洗いを実施

(5) 障がい特性等を踏まえた衛生管理

校内の環境整備については、4頁「Iの2(2) 校内環境」に準ずるが、特別支援学校に通う児童生徒等の障がい特性等を踏まえ、下記の点についても十分に配慮すること。

視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導等で使用する触覚教材や拡大教材、ICT機器等を十分に消毒
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導の際に透明マスクを使用したり、文字情報を提供したりするなど、コミュニケーションに必要な視覚情報の保障に配慮
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの程度や発達の段階に応じて、「Iの2(1) 基本的な感染症対策」に基づく感染症対策を、個々の児童生徒等の実態に即してわかりやすく示す ・ マスクを着用することが困難な児童生徒等への対応として、咳やくしゃみの飛沫を直接浴びないように、他の児童生徒等と距離を取る ・ 自分から発熱や咳等の身体症状を訴えられない児童生徒等もいることから、こまめに検温するなど注意して健康観察を行う ・ 児童生徒同士の身体接触のない学習活動を計画 ・ 床、洗面台、窓枠等、児童生徒等がよく触れる箇所や楽器・絵本等の教材について使用後の消毒の実施を徹底すること ・ ブランコ、滑り台等の遊具の使用スケジュールを設定し、児童生徒等が密集せず利用できるよう工夫
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用前に、車いすや歩行器等の補助具、ICT機器等を消毒
病 弱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院している児童生徒等への授業については、医療機関との連携を図り、病室に持ち込むことができる教材・教具や補助具を明らかにしたうえで授業計画を立てる ・ 職員の健康状態の把握に特に留意するとともに、教材等を院内に持ち込む際には、事前に消毒を十分に行う

Ⅲ 児童生徒等の心のケアについて

登校日や学校再開後においては、児童生徒等の心身の健康に十分配慮するため、教育相談や「心のアンケート」を実施するほか、状況に応じて学校医やスクールカウンセラー等と連携して対応すること。

特に、児童生徒等にとって、約3か月に及ぶ長期の臨時休業措置は未経験であり、家庭での生活が長期間続くことによる生活面や精神面に大きな不安を抱えていることも十分考えられる。このため、学級担任等との温かい人間関係づくりを進めるとともに、児童虐待等の重大事態の潜在化防止についても十分配慮する。その際、市町村福祉部局との情報共有及びスクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携を図ることや、児童生徒等の心身の異変及び家庭内の異変等について配意する。

Ⅳ 教職員の服務について

これまで発出した通知等に係る取扱いは、当分の間、継続する。

なお、詳細については、別途通知するとともに、今後の感染症の状況等に応じて、適宜見直しを図っていく。

※ 過去に発出した教職員の服務関連文書（新型コロナウイルス感染症関連）

- ・ 令和2年4月6日付け教職第43号
「職員における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（通知）」
- ・ 令和2年4月6日付け事務連絡
「臨時休業中の会計年度任用職員（教科担当非常勤講師等）の勤務について（依頼）」
- ・ 令和2年4月13日付け教管第11号・教職第75号
「県立学校教員の勤務時間制度の運用に関する要領の特例について（通知）」

V 児童生徒等の出席停止・臨時休業の考え方と教職員の対応

児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合は、当該学校単位での対応を基本に実施する。また、対応にあたっては、クラスターへの対応と同様に、保健所・衛生部局と連携し、その指導の下で措置を実施すること。

1 児童生徒等の出席停止等の考え方

◎安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする。

児童生徒等又はその同居家族について、感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合等は、当該児童生徒等を出席停止とする。
その場合、保護者から学校へ必ず連絡いただくよう周知する。
併せて、感染が発生した場合の濃厚接触者の特定にも協力いただくよう依頼する。

(1) 児童生徒等(本人)の感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症 または 新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

① 感染の場合 開始日：感染の判明した日

ただし、判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日

終了日：専門医等が快癒を認める等登校を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日：濃厚接触者と認定された日

終了日：症状が出なければ、保健所に指示された期間

⇒期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

⇒検査で陰性と判明すれば、保健所の指示する期間

(2) 児童生徒等の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

開始日：家族が濃厚接触者と認定された日

終了日：家族に症状が出なければ、必要な期間

⇒感染が判明、本人が濃厚接触者と認定されれば「(1)」へ

⇒検査で家族が陰性と判明すれば、必要な期間

(3) 児童生徒等(本人)に発熱等かぜ症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等かぜ症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：解熱剤などを服用せずに快癒すれば、学校保健安全法
施行規則を踏まえ学校医と相談して決定した日

※症状が続けば、帰国者・接触者相談センターへ要相談

② 症状が続き、帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日：PCR検査を受けず様子見となり、解熱剤などを服用
せずに快癒すれば、学校保健安全法施行規則を踏まえ
学校医と相談して決定した日

③ 新型コロナのPCR検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、学校保健安全法施行規則を踏まえ
学校医と相談して決定した日

⇒感染が判明すれば「(1)」へ

(4) 保護者から学校を休ませたいと相談された場合の対応

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について
十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めること。

その上で、同居家族に基礎疾患のある者や高齢者がいる場合など、配慮を要す
る場合があることや、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明
されていない点も多いなどの特性に鑑み、合理的な理由があると校長が判断する
場合には、指導要録上「出席停止」として記録することも可とする。

(5) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

過去14日以内に海外(全ての国・地域)から帰国した児童生徒等については、
検疫所長の指定する場所(自宅等)で14日間待機していることを確認したうえ
で、健康状態に問題がなければ登校させて差し支えない。

加えて、帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」
に滞在歴のある児童生徒等については、検疫におけるPCR検査の結果が陰性か
つ、自宅等で14日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がな
ければ登校させて差し支えないこと。

なお、「入管法に基づく入国制限対象地域」等は今後変更があり得るので最新
の情報に注意すること。

2 学校・学年・学級休業の考え方

(1) 児童生徒等に感染が判明した場合の臨時休業措置

① 学校の臨時休業

23頁「1 児童生徒等の出席停止等の考え方」の(1)①「感染」が判明した場合、学校医と相談のうえ、消毒及び感染経路の確認のため、一旦学校の臨時休業を行う。

感染が判明した時点	休業措置の内容
・始業時刻まで	・判明日当日及びその翌日を学校休業
・始業時刻以降、終業時刻まで	・翌日を学校休業 ・判明した時点で、児童生徒等の安全に配慮し、速やかに下校措置を講ずる
・終業時刻以降 ・学校の休業日	・翌日を学校休業

※ 学校の消毒や、濃厚接触者等の精査に時間を要する場合は、翌日以降必要な日数とし、安全が確認された後、感染者が在籍する学級を除き学校を再開

② 感染者が在籍する学級の臨時休業

感染により出席停止となった児童生徒等が在籍する学級については、学校医と相談のうえ、当該児童生徒等の最終登校日の翌日から必要な期間の学級休業を行う。

(2) 濃厚接触等が判明した場合に臨時休業措置を講ずる基準

① 学級の臨時休業

23頁「1 児童生徒等の出席停止等の考え方」における類型に応じて、学校医と相談のうえ、学級休業を行う。

出席停止事由	本人	学級休業基準
(1) (②濃厚接触)	出席停止	2人以上出席停止になれば学級休業
(2) (家族が濃厚接触)	出席停止	在籍者数の約20%が出席停止となれば学級休業
(3) (かぜ症状)		

② 当該学級の臨時休業期間

出席停止となった者の最終登校日の翌日から必要な期間

(3) 学年の臨時休業

学級休業が当該学年で複数にまたがっている場合、学校医と相談のうえ、学年の臨時休業を行う。

(4) 学校の臨時休業

学年休業が当該学校において複数にまたがっている場合に、学校医と相談のうえ、患者数、個別の病状を総合的に判断して、学校の臨時休業を行う。

(5) その他

上記を基本に、休業の実施にあたっては、地域の患者発生状況、個別の病状を踏まえ、学校医や県教育委員会と協議しながら対応すること。

- ・ 地域の患者発生状況
- ・ 個別の病状

3 出席停止・臨時休業発生時の対応

(1) 児童生徒等及び教職員に感染者が判明した場合の対応

県教育委員会では、県立学校の児童生徒等及び教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、学校名を公表することとしていることから、速やかに対応すること。

① 学校医・県教育委員会事務局との連携

- ・ 児童生徒等の日々の健康管理等については、学校医との連携が重要なため、学校から出席停止者が出た場合や、臨時休業を行う場合は、適宜情報共有を図ること。
- ・ また、次に示す場合は、県教育委員会体育健康課に、速やかに報告すること。

◎ 保護者等から、次の(a)～(c)に該当する報告があった場合

(a) 児童生徒等本人が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、若しくは新型コロナウイルス感染の疑いによりPCR検査を受検した場合

(b) 児童生徒等本人が、保健所から濃厚接触者と認定された場合

(c) 児童生徒等の同居家族が、保健所から濃厚接触者と認定された場合

◎ 児童生徒等本人に発熱等かぜ症状が見られる場合であって、その健康状態に、次のいずれかの症状が確認されて、帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある

・ かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
基礎疾患等のある方は、症状があればすみやかに

② 保健所等、関係機関との迅速な連携

- ・ 児童生徒等及び教職員に感染が判明した場合、保健所と速やかに連携することとし、学校内の消毒をはじめ、専門的な内容について助言を受けられるようにすること。
- ・ 県外在住者については、学校から通常の感染症と同様に、保健所へ感染の発生及びPCR検査受検について報告を行うこと。

③ 保護者への周知

- ・ 学校は、全保護者に対し、メール等により速やかに当該学校において感染者が出た旨、一旦学校休業となること、留意事項、問い合わせ先等を周知するとともに、当該児童生徒等の在籍する学級の保護者に対し、必要な期間学級休業となる旨を連絡すること。

④ 感染拡大防止に向けた情報収集

- ・ 感染者発生による臨時休業期間中は、保健所の指導に従い、学校での感染状況の把握と拡大防止に努めること。
- ・ 保健所等から、学校に対して、濃厚接触者を特定するための積極的疫学調査に係る情報提供を求められた場合には、感染拡大防止に向け、積極的な協力が必要である。このため、情報の収集・管理・提供についてあらかじめ担当者を決めておく必要があるが、連日の業務になることも想定し、チームでの対応も検討しておくこと。
- ・ 想定される照会事項は、「過去2週間の学校内での感染者の座席位置・活動・行動歴、他の児童生徒等や教職員との接触の状況等」となるため、関係者本人等の同意をとり、早期に情報収集を開始すること。
- ・ 校内での接触者について、発症2日前からの接触歴を調査し、管轄する保健所の指示により健康観察が必要な接触者を抽出し、指定された観察期間中は自宅等で継続的に健康観察を行うが、担当者は本人から得た情報を求めに応じて保健所に提供し必要な指示を受けること。
- ・ また、今後の感染拡大の兆候を早い段階で捕捉し、出席停止や臨時休業措置を積極的に講ずる必要があることから、臨時休業を措置した学級等の児童生徒等に定期的な聞き取り調査を行うだけでなく、学校全体の児童生徒等の健康状態の把握にも積極的に取り組むこと。
- ・ 以上により収集した情報については、保健所及び県教育委員会体育健康課と共有を図ること。

⑤ 学校内の消毒対応

- ・ 学校は、当該児童生徒等及び教職員の接触（可能性を含む）箇所を、次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）等を用いて清拭消毒するにあたり、はじめに汚染区域を設定し、同区域内への関係者以外の立入を禁ずる等、作業時の安全確保と汚染を広げないように留意すること。
- ・ 消毒作業は、十分な換気のもとで、風上から風下へ一方向でふき取りをする。特に、発病者の席を中心とした半径2mの範囲は汚染度が高いので、汚染を広げないように注意して、念入りに消毒洗浄する。
- ・ 消毒作業にあたる教職員は、マスク・手袋のほか、エプロン・ガウン等の保護着（ビニール袋で代用可）の着用が望ましい。作業終了後は、靴底部を消毒洗浄し、保護着等は汚染した外側を触らないように内側に丸めながら脱ぎ、汚染物は新型コロナウイルス感染専用として二重にしたビニール袋に廃棄し密封する。

- ・ また、どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告にあわせて、管轄する保健所に相談すること。

(2) 臨時休業に係る広報周知

① 学校から保護者等への周知・依頼

- ・ 臨時休業を決定した場合、学校は、関係する児童生徒等の保護者に、メール等を活用して、速かに臨時休業する旨とその期間を通知すること。
- ・ なお、感染者が判明した場合を除き、出席停止を決定したことのみをもって周知することは必要ない。
- ・ また、臨時休業を公表する場合には、必ず県教育委員会体育健康課に事前に相談すること。
- ・ 臨時休業の通知にあわせて、適宜、保護者に対して、児童生徒等の健康観察を依頼し、発熱等かぜ症状がある場合には必ず学校へ連絡するよう依頼するとともに、臨時休業期間中も、学校から定期的に児童生徒等の状態把握に努めるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること。
- ・ 臨時休業期間中の生活指導や学習指導にも努めること。

② 県教育委員会からの報道発表

- ・ 県教育委員会は、県立学校で感染者が出た場合、報道発表を行う。
- ・ 報道発表の際には、学校名、感染者の性別、年齢を公表する。
- ・ ただし、発表により個人が特定されるおそれがある等、個人の権利利益を損なうおそれがある場合等について公表しないことがある。

4 教職員の対応

学校長は、教職員が新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者及びPCR検査の対象者（以下「陽性者等」という。）に該当した場合には、速やかに県教育委員会教職員課へ報告するとともに、学校産業医に相談すること。また、教職員が陽性者等になったことをもって不利益な取扱いや差別等を受けることはないことを、あらかじめ教職員に対して周知しておくこと。

教職員に陽性者等や感染の疑いのある者が出た場合、学校長は、それぞれの状況を踏まえ、学校産業医と相談のうえ、県教育委員会教職員課と対応を協議すること。臨時休業とする基準や期間は、25頁「Vの2 学校・学年・学級休業の考え方」のとおり、児童生徒等の場合を準用することとし、授業などの担当状況や職員室等での活動状況により、その対象となる範囲を考慮すること。この場合「学校

医」を「学校産業医」と読み替えること。

なお、新型コロナウイルスへの感染若しくは感染の疑いによりPCR検査を受検することになった場合は、速やかに県教育委員会教職員課及び体育健康課へ報告すること。

陽性者等に該当した場合の関係機関との連携など具体的な対応については、27頁「Vの3(1)児童生徒等及び教職員に感染が判明した場合の対応」に準じて行うものとし、当該教職員の勤怠については、病気休暇又は特別休暇により対応すること。

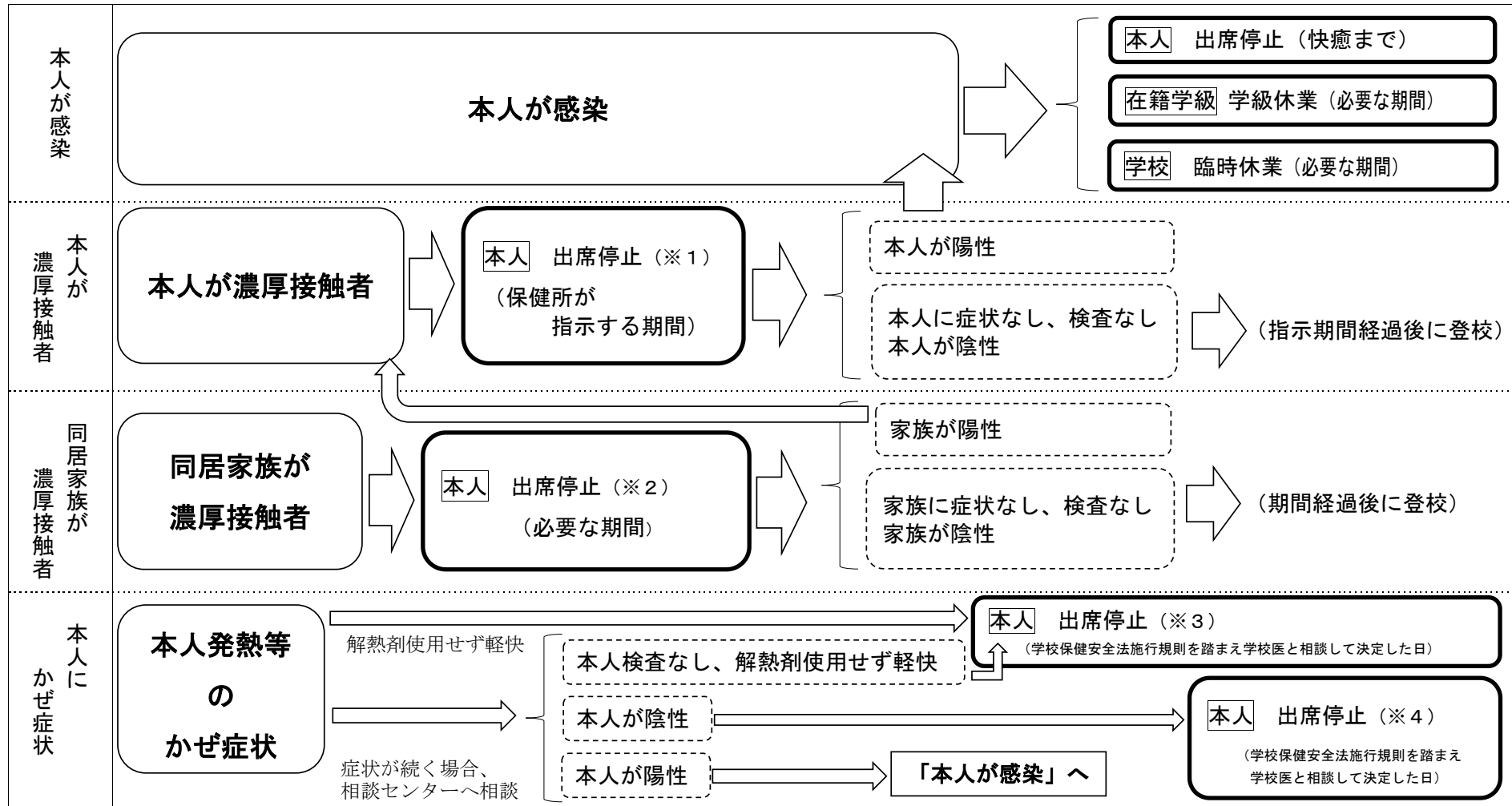
また、陽性となった教職員は、2度のPCR検査で陰性となり退院した後も2週間は自宅等に待機したうえで、再度PCR検査を受検して、陰性であった場合に勤務に復するものとする。当該教職員については、復帰後も引き続き健康観察を行うとともに、学校産業医と相談のうえ、体調によっては必要に応じて業務上の配慮を行うこと。

【図】 児童生徒等に感染等が発生した場合の対応

<対応（案）>

- 児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合は、当該学校単位での対応を基本に実施
- 対応にあたっては、クラスターへの対応と同様に、保健所・衛生部局と連携し、その指導の下で措置を実施

【対応フロー図】



※1の出席停止者が複数発生した学級は休業。

※2、※3及び※4の出席停止者が20%を超えた学級は休業。

学校再開前チェックリスト

<学校再開前チェックリスト>

学校番号

学校名

■ 登校日の調整		チェック
①	登校日のグループ（学年別や分散登校等）を設定した （例）クラスを2グループに分け、午前と午後に別々に設定した	
②	登校日の時間割を設定した （例）始まりを9：00と13：00にして、ラッシュ時間をずらし、3コマの授業を設定した	
③	登校日とその時間割について該当者に連絡した （例）すぐメールで周知するとともに学校HPに情報を掲載した	
■ 登校前の検温、健康状態の確認		チェック
①	生徒が校舎に入る前に、「健康チェックカード」を確認できる体制を整えた （例）昇降口や校舎前にテントを設置し、そこで「健康チェックカード」をチェックする	
②	無記入・無提出の場合は、校舎に入る前に検温・健康状態の確認できる体制を整えた （例）無記入・無提出の生徒は、特設のテントで検温・健康状態をする	
③	手指消毒液を設置し、消毒後に入校させる体制を整えた （例）昇降口付近に消毒液を設置し、教員監督のもと、全生徒に消毒をさせる 消毒液が不足している場合は、外トイレ等で手洗いを徹底させる	
■ 教室環境等		チェック
①	席と席の間に可能な限り（おおむね1～2m）の距離を確保した （例）席と席の間を1.5m確保した	
②	校内に石けんや手指消毒液を設置するなど、手指衛生を保つ環境を整えた （例）教室入口に消毒液を設置し、必ず消毒をしてから入室させる	
③	教室の窓やドアは、授業中や休み時間など常時開放するようにした （例）窓と教室の出入口を開放することにした	
④	昼食時における感染症予防の環境を整えた （例）昼食時における注意事項を作成し、生徒に徹底させる体制を整えた	
■ 咳エチケット		チェック
①	生徒・職員は必ずマスクを着用する体制を整えた （例）全生徒・全職員にマスク着用を徹底する	
■ 校内清掃		チェック
①	1日2回（昼・放課後）、消毒液を使用して清掃する体制を整えた （例）昼休みと放課後に、教職員が当番制で消毒液を散布するようにした	

学校再開前チェックリスト

■ 登校後の体調不良への対応		チェック
①	体調不良の生徒が保護者の迎えがあるまで待機させる待機室を確保した (例) 職員室等の近くに待機できる部屋を確保した	
■ 衛生管理体制		チェック
①	学校医等により、学校の保健管理体制を確認し、再開後は週1回の確認ができる体制を整えた (例) 学校医等から学校施設・教育活動に関する指示・指導を受け、再開後は週1回の確認ができるように依頼した	
■ 教科指導		チェック
①	年間指導計画を見直した (例) 濃厚接触をしやすい内容や校外での活動は、年度後半に実施するよう変更した	
②	学校での授業とオンライン学習(=オンライン授業)との関係を指導計画上に位置付けた (例) 指導計画を見直す際に、学校の授業と家庭でのオンライン授業の関係を考慮した	
③	各教科の指導における留意事項を徹底した (例) 県の学校再開ガイドラインに記載のある「各教科等の指導における留意事項」に沿った環境整備をした	
④	授業等において、飛沫飛散防止等への対応を徹底するようにした (例) ペアワークやグループワーク等は必要最小限とするようにした	
■ 部活動		チェック
①	部活動は分散登校期間中は行わないことにした (例) すぐメールで、全生徒に対して分散登校中は部活動を実施しないことを周知した	
②	各部活動において、部活動再開後の感染症予防対策や練習メニューを立てた (例) 各部活動がそれぞれの特性に応じて感染症予防を考慮した練習メニューを作成した	
■ 日常の確認(教職員)		チェック
①	全教職員がチェックリストにより毎日確認する体制を整えた (例) 朝、アンケートシステムでチェックリストを行うことにした	
■ 心のケア対策		チェック
①	個別相談を実施することとした (例) 対面もしくはオンラインによる教育相談体制を整え、各生徒にすぐメールで連絡した	
■ 教職員の出勤		チェック
①	可能な範囲内で時差出勤等ができる環境を整えた (例) 可能な範囲内で時差出勤ができるよう勤務体制を組んだ	

学校再開後チェックリスト

新型コロナウイルス感染症対応 ＜学校再開後チェックリスト＞

職員番号

氏名

※ 授業日は〇〇時まで、管理職〇〇へ提出のこと

※ 【通常授業再開後】土日、祝日に部活動を実施した場合は、翌授業日の〇〇時まで提出のこと

■ 通学時		チェック
①	通学時には、会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めることを指導した	
②	公共交通機関を利用する生徒は、必ずマスクを着用すること、会話を控えること、顔をできるだけ触らないことなどを指導した	
■ 登校後～始業前		チェック
①	校舎に入る前に、生徒が持参する「健康チェックカード」により、熱がないことや風邪の症状がないことなどを確認した	
②	「健康チェックカード」に未記入の生徒については、その場で検温及びチェックカードに記入させた	
③	校舎外（昇降口等）に設置した手指消毒液で消毒後、校舎に入るよう指導した	
■ 授業時（休み時間を含む）		チェック
①	校舎外（グラウンド等）から校舎内に入る前に、手洗いをを行うよう指導した	
②	校内では必ずマスクを着用するよう指導した	
③	授業中、昼休み、放課後等、随時、生徒の健康観察を行った	
④	授業中は十分に換気するとともに、休み時間ごとに事前に確認した換気方法（考え方：対角線上の2方向以上の窓を同時に広く開ける）で換気を実施した	
⑤	生徒の心のケアへの対応や、新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導を行った	
■ 学校給食（定時制）・昼食 【通常授業再開後】		チェック
①	[喫食前] 全ての生徒が確実に手洗い、うがいを実施するよう指導した	
②	[喫食時] 飛沫飛散防止に考慮した机配置や着席位置であることを確認し、会話自粛を指導した	
③	[喫食全体] （担任等は）喫食会場に在室し、見届け指導を行った	

学校再開後チェックリスト

■部活動 【分散登校期間中】		チェック
①	部活動は実施しないことについて理解している	
■部活動 【通常授業再開後】		チェック
①	「健康チェックリスト」を活用して部員の体調管理を把握し、活動前後や休憩時の手洗いなど基本的な感染症対策を指導した	
②	活動が密閉空間とならないよう十分な換気を行い、部室は更衣のみの使用とするよう指導した	
③	相手と一定時間接触する対人練習や吹奏楽の全体練習などは、原則行わないようにし、近距離での会話や発声、高唱を避けるように練習内容を工夫した	
④	道具の貸し借りや飲料の回し飲みは行わないように指導し、共用で使用する用具やウォータークーラー等の消毒を行った	
⑤	対外試合（公式戦、練習試合等）や合同練習、演奏会等については、当面の間、引き続き禁止であることを理解している	
■学校で体調不良を訴えた生徒への対応		チェック
①	体調の異変を感じたらすぐに、近くの教職員に連絡するよう指導した	
②	校内において生徒から体調の異変の報告を受けた場合は、すぐに生徒待機室に生徒を移動させることを理解している（移動させた）	
③	上記の対応後、管理職に報告し、その後、保護者に迎えを要請することを理解している（要請した）	
■校内環境		チェック
①	校内の石けん、消毒用アルコールの残量を確認し、残り少ない場合は補充した	
②	（学校医や学校薬剤師等に確認した）特に多くの生徒が手を触れる場所について、1日2回、教職員が消毒液で清掃し、清掃チェックリストに記入した	
③	共用の教材、教具、情報機器などは、使用后、適切に消毒した	
■教職員の健康管理		チェック
①	出勤後や校舎外（グラウンド等）から校舎内に入る前に手洗いを行った	
②	発熱等の風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で休養することを理解している	
③	勤務中に発熱、体調不良となった場合は、速やかに管理職に報告し、帰宅することを理解している	
④	公共交通機関を利用する場合は、マスク等を着用し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意している	
⑤	校内では必ずマスクを着用している	
⑥	勤務時間外も3つの条件（3密）が同事に重なる場を避けて行動するようにしている	
⑦	家族、同居者等も同様の認識の下、行動を自粛している	
⑧	家族、親族に感染者、濃厚接触者が生じた場合は、ただちに管理職に報告することを理解している	
⑨	体調が悪い場合は休みやすい環境があり、時差出勤などの勤務形態の工夫が行われている	

清掃チェック表

清掃チェック表

(場所等)

(月分)

日	実施時間	実施者	日	実施時間	実施者
1			1 7		
2			1 8		
3			1 9		
4			2 0		
5			2 1		
6			2 2		
7			2 3		
8			2 4		
9			2 5		
1 0			2 6		
1 1			2 7		
1 2			2 8		
1 3			2 9		
1 4			3 0		
1 5			3 1		
1 6					